

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外 621 名

被告 四国電力株式会社

準備書面(8)

2013年 4月 18日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司

原告ら訴訟復代理人

弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

立地審査指針違反

第1 立地審査指針の意義

- 1 原子炉施設の設置許可基準には「災害の防止上支障がないこと」が要請されており（旧原子炉等規制法24条1項4号，現行原子炉等規制法24条1項3号，改訂原子炉等規制法43条の3の6第1項4号），その趣旨は，「原子炉施設の安全性が確保されないときは，当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ，右災害が万が一にも起こらないようにするため，・・・申請に係る原子炉設置の位置，構造及び設置の安全性につき，科学的，専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある」，従って，「現在の科学技術水準に照らし，右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり，あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落があり，被告行政庁の判断がこれに依拠されてなされたと認められる場合には違法と判断すべきである。」（伊方最高裁判決）とされている。
- 2 そして，この「災害の防止上支障がないこと」の許可要件を具現化したものが原子力安全委員会の策定した「安全指針類」であり，その内，特に基本的かつ重要なのは，そもそも立地をどこにするかを定める立地審査指針であり，これが上記伊方最高裁判決における「具体的審査基準」である。
- 3 深刻な福島原発事故が現実起きており，この悲惨な事故が起きたということ及び被害が極めて広い範囲に及んでいることは，安全指針類，特に立地審査指針に適合するか否かの判断の過程に看過し難い過誤・欠落があったことを端的に示している。
そして，それは，伊方原発にもそのまま当て嵌まることなのである。

第2 立地審査指針の内容とその違反(その1)

- 1 原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力安全委員会決定，平成元年3月27日一部改訂）は以下のとおり定める。

「この指針は，原子炉安全専門委員会が，陸上に定置する原子炉の設置に先立って行う安全審査の際，万一の事故に関連して，その立地条件の適否を判断するためのものである。

1. 基本的考え方

1. 1 原則的立地条件

原子炉は，どこに設置されるにしても，事故を起さないように設計，建設，運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが，なお万一の事故に備え，公衆の安全を確保するためには，原則的に次のような立地条件が必要である。

(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが，将来においてもあるとは考えられないこと。また，災害を拡大するような事象も少ないこと。

(2) 原子炉は，その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

(3) 原子炉の敷地は，その周辺も含め，必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

1. 2 基本的目標

万一の事故時にも，公衆の安全を確保し，かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として，この指針によって達成しようとする基本的目標は次の三つである。

a 敷地周辺の事象，原子炉の特性，安全防護施設等を考慮し，技術的見地からみて，最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても，周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

b 更に，重大事故を超えるような技術的見地からは起ると

は考えられない事故(以下「仮想事故」という。)(例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの)の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

- c なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

2. 立地審査の指針

立地条件の適否を判断する際には、上記の基本的目標を達成するため、少なくとも次の三条件が満たされていることを確認しなければならない。

- 2. 1 原子炉の周辺は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし、「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうものとする。

- 2. 2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯(例えば、人口密度の低い地帯)をいうものとする。

- 2. 3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全

身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとする。

3. 適用範囲

この指針は、熱出力 1 万キロワット以上の原子炉の立地審査に適用するものとし、1 万キロワット未満の場合においては、この指針を参考として立地審査を行なうものとする。」

- 2 ところで、福島第一原発事故は上記の重大事故もしくは仮想事故に該当することは明白である。よって、伊方原発が立地審査指針に適合するか否かは「伊方原発において福島第一原発事故と同規模の事故を仮定しても周辺の公衆に(著しい)放射線障害を与えないこと」(上記 1. 2 基本的目標の a, b) という要件を充足しているかで判断すればよいこととなる。
- 3 そして、福島第一原発事故における放射性物質の飛散状況を見れば、伊方原発で同様の事故が起きれば周辺の公衆に(著しい)放射線障害を与えることは明白である。
- 4 よって伊方原発は立地審査指針の 1. 2 の a, b に違反している。然るに、伊方原発の設置(変更)許可の判断過程においてこのことが看過されてしまった。この看過は絶対に許されないものであるから、伊方原発の設置(変更)許可処分は違法かつ無効である。

第3 指針潜脱のトリック

立地審査指針に違反して、何故このような許可処分がなされてしまったのだろうか。それは、「重大事故」、「仮想事故」を以下のように定義(評価)することによる。

- 1 すなわち、前述したとおり立地審査指針には、
 - a 重大な事故(以下「重大事故」という。)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。
 - b 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(以下「仮想事故」という。)の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

と定められている。

- 2 しかし、その肝心の重大事故、仮想事故の際にどのような放射能放出が起きるかという評価について、班目春樹元原子力安全委員会委員長は次のように証言している。

「例えば立地指針に書いていることだと、仮想事故だといいながらも、実は非常に甘々な評価をして、（放射能が一筆者注）余り出ないような強引な計算をやっているところがございます」「敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざるを得ない」（国会事故調における班目発言会議録第4号8，9頁）

- 3 それが実際にはどのように「甘々」かという点、この目標達成のために、重大事故の場合を想定してある距離の範囲を非居住区域にすること、仮想事故の場合を想定して非居住区域の外側のある距離の範囲を低人口地帯にすること、原子炉施設が人口密集地帯からある距離だけ離れていることが必要とされているが、ある距離の範囲に放出される放射線量のめやす線量は、

重大事故の場合	甲状腺（小児）に対して	1.5 Sv
	全身に対して	0.25 Sv
仮想事故の場合	甲状腺（成人）に対して	3 Sv
	全身に対して	0.25 Sv

であり、これ以下にならなければならないとされている。

- 4 そして、「立地指針で規定している『非居住地域』『低人口地帯』の範囲は、わが国の原子力発電所の殆ど全ての場合、原子炉施設の敷地内に包含されている。従って、実質的に、設置許可上必要な原子炉の安全性は、原子炉施設の敷地内で確保されている。」（「安全審査指針の体系化について」平成15年2月原子力安全委員会：甲36）と解釈され、運用されてきた。すなわち、重大事故、仮想事故でも放射能は敷地内にとどまることにされていたのである。
- 5 しかし、福島原発事故で明らかになったことは、立地評価におい

て想定されている事故が余りにも過小であり，現実には起きた福島原発事故では，これらの離隔要件が全く満たされていなかったということである。

すなわち，福島原発事故において福島第一原発の敷地境界における2011年4月1日～2012年3月末日までの1年間の積算線量で一番値が高かったモニタリングポストの線量は0.956 Svであり，めやす線量0.25 Svを遥かに超えている。

しかも，福島原発事故のこの積算線量は，事故直後の非常に高い線量が除かれた数値であり，実際はより高い線量であった。

また，仮想事故において想定されている放射性物質の放出量は，伊方原発では，ヨウ素が7.6テラベクレル (7.6×10^{13} ベクレル)，希ガスが7.3ペタベクレル (7.3×10^{15} ベクレル) である(乙C3)のに対し，福島第一原発事故では，ヨウ素131が160ペタベクレル (1.6×10^{17} ベクレル)，希ガスのキセノンが11エクサベクレル (1.1×10^{19} ベクレル) であるから，実に一万倍もの高濃度の放射性物質が実際に放出されている。他の原発で想定されている仮想事故における放射性物質の放出量も，押し並べて同様に極端に少ない。

- 6 しかも，これは，「評価」というものの，実体は「定義」として機能してきた。

すなわち，重大事故や仮想事故が起きても敷地外に放射性物質は拡散しないと評価(すなわち定義)しているのである。敷地外に放射性物質が拡散しないものを重大事故，仮想事故と定義しているのである。これは論理学でいう「同義反復」(恒真式ともいう。「aならばaである」というような定式をいう。tautology トートロジーという。)である。

① 重大事故，仮想事故であっても，放射能を敷地外に放出してはならない。

② 重大事故，仮想事故とは敷地外に放射能が放出されないものを

いう。

③ よって、重大事故，仮想事故であっても，敷地外に放射能が放出されることはない。

これがいかに馬鹿げた屁理屈であるかは誰の目にも明らかである。正に論理的トリック（それも悪質な）である。

以上のような論理的トリックによって，伊方原発の立地審査は行われてきたのであり，その違法性，無効性は明らかである。

「百の説法屁ひとつ」という諺がある。以上のような論理的トリックは「百の説法」にあたり，「屁ひとつ」は福島第一原発事故である。原発立地を推進したごまかしの論理は福島原発事故というひとつの重大事故，仮想事故によって文字通り，吹き飛ばされてしまったのである。

第4 立地審査指針違反(その2)

1 大きな事故の誘因となる事象

① 上述したように，立地審査指針の1. 1 (1) は「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが，将来においてもあるとは考えられないこと。また災害を拡大するような事象も少ないこと」と規定する。

② この「大きな事故の誘因となるような事象」に地震が含まれることに異論はない。

2 中央構造線

① 伊方原発は，四国から九州に向かって伸びる佐田岬半島に位置している。佐田岬半島自体が中央構造線の活動によって生まれた半島であるとされているが，伊方原発の北6 kmの至近距離を，関東から九州まで続く全長1000 km超とされる世界最大級の中央構造線が走っている。

② 岡村教授によると，過去に約2000年周期で大地震を起こしてきた形跡があるとされ，また，2003年には，政府の地震調査委員会が，佐田岬半島付近の130 kmの断層が動く可能性

があり，その場合にはM8クラスの地震の発生もあり得ると長期評価を発表している。

- ③ ところが，信じられないことに，伊方1号炉の安全審査の際には，1968(昭和43)年に発生した宇和島沖地震(M6.6)は審査しているものの，中央構造線は審査しておらず，伊方1号炉訴訟においても，国側は，中央構造線は伊方原発付近では活断層でない等と主張していた。また，伊方2号炉訴訟では，国側は，約1万年前以降の断層活動は認められないと主張したが，松山地裁判決は，岡村教授の調査による6200年前，4000年前，2000年前に地震があったとする音波調査結果等を採用して，約1万年前以降も断層活動があった事実を認定しているのである。
- ④ 上記立地審査指針からすると，本来，伊方原発は，中央構造線の至近距離にある現在地に建設することは許されなかった。
- ⑤ ところが，その中央構造線を全く検討することなく，伊方1号炉の設置が許可され，また，中央構造線について殆ど検討することなく，伊方2号炉の設置(変更)が許可されてしまった。それは，伊方1号炉の設置許可申請書(乙C1)に中央構造線についての記載がなく，また，伊方2号炉の設置(変更)許可申請書(乙C2)に中央構造線についての記載が殆どないことから明白である。
- ⑥ 上記松山地裁の認定もあって，さすがに被告も伊方3号炉の設置(変更)許可申請の際には，中央構造線についての検討を行ったかのようなようではあるが，それによって立地審査指針違反が遡って帳消しになってしまうものではない。
- ⑦ 伊方原発が，上記立地審査指針に違反して，本来建設が許されないところに立地したものであることは明らかである。然るに，伊方原発の設置(変更)許可の判断過程においてこのことが看過されてしまった。この看過は絶対に許されないものであるから，

伊方原発の設置(変更)許可処分は違法かつ無効である。

第5 よって、伊方原発の立地審査指針違反ならびにその設置(変更)許可処分の無効は明白であるから、その運転は到底認められるべきではない。

以上